

平成30年 3月26日

## 第 110 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第110回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年3月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号  
会議年月日 平成30年3月26日  
会議の場所 遠野浄化センター会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、奥友康悦、19番 千葉勝義

欠席委員 なし

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩  
次長兼農業振興係長 菊池今英  
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第110回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の  
報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第103号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請  
に対する可否決定について  
議案第104号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第105号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ  
ん委員の指名について  
議案第106号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第107号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第108号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第109号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第110号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第111号 非農地証明願の承認について  
議案第112号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について  
議案第113号 農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針(案)について  
議案第114号 遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指  
針(案)」について  
議案第115号 平成30年度遠野市農業委員会事業計画(案)等について  
協議第1号 遠野市農業委員会憲章の変更について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>ご苦勞様でございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を3番、多田登委員にお願いします。</p> <p>〔遠野市農業委員会憲章〕朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第110回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議 長  事 務 局 長	<p><b>【会長報告】</b> 続きまして会長報告ですが、出席いたしました会議等の内容について報告いたします。 2月26日から3月9日まで、佐々木前会長と私とで本会議のみの参加をしてございます。 3月9日、会長訓示ですが、職員に対しての訓示でございます。 3月13日、県の農業会議、市長、JA等をあいさつ回りしてございます。 以上です。</p> <p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をお願いします。</p> <p>それでは私の方から事務事業経過報告をいたします。お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書をお渡ししておりますので、それに基づきながらご報告をさせていただきます。</p> <p>2月26日、平成29年度遠野市葉たばこ生産改善共進会が行われまして、会長職務代理者が出席しております。</p> <p>同じく2月26日、遠野ホップ農業協同組合第53回通常総会並びに生産振興共進会が開催されておりまして、これにつきましては農政専門委員会委員長が出席しております。</p> <p>3月1日、遠野市農業委員会全員協議会ということで、新体制での全員協議会を開催したところでございます。</p> <p>3月2日、農業委員感謝状贈呈式。退職された農業委員に感謝状の贈呈式を行ったところでございます。そして引き続きまして新農業委員の辞令交付式。市長から新しい新体制での農業委員に辞令が交付されたところでございます。</p> <p>3月2日、第109回遠野市農業委員会総会。新体制での初総会でございます。ここで新体制の決定をしてございまして、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱する議案を可決いただいたところでございます。</p> <p>同じく3月2日、農地利用最適化推進委員辞令交付式を行いました。</p> <p>同じく3月2日、農業委員・農地利用最適化推進委員の新体制での初懇親会を開催いたしました。</p> <p>3月12日、農地法等申請締切日でございました。</p> <p>3月16日、農地法等の申請に基づきまして、農地転用等現地確認調査を行ったところでございます。本日議案として上程いたしているところでございます。</p> <p>3月19日、平成29年度第2回農政専門委員会を開催してございます。本日議案第113号から115号までの議案でございまして、この内容について農政専門委員会で協議をいただいたところでございます。</p> <p>3月20日、農地利用最適化推進委員研修会及び会議を開催いたしました。この中で本日議案として上程しております「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、そして「農地利用最適化推進活動方針」に関して農地利用最適化推進委員のご意見を聴取したところでございます。</p> <p>3月22日、第11回運営委員会を開催してございます。本日の議案についてご審議いた</p>

	<p>だいたところでございます。</p> <p>そして表面にまいりまして、3月12日から3月22日まで、地域農業マスタープラン地区検討会を開催いたしました。今回は綾織地区、附馬牛地区、遠野・松崎地区、達曾部地区、上郷地区、土淵地区ということで検討会を開催いたしました、各地区の農業委員、最適化推進委員に出席をいただいたところでございます。</p> <p>そして本日でございますが、午前中に新任農業委員研修会を開催いたしました。そして第110回遠野市農業委員会総会ということで、先月の第108回の総会から本日の第110回の総会までの経過報告をいたします。</p> <p>そして3月27日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>4月2日、辞令交付式。</p> <p>4月10日、農地法等申請締切日。</p> <p>4月12日、花巻農協遠野地域野菜生産部会通常総会開催の予定でございます。</p> <p>4月16日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>4月25日、第111回遠野市農業委員会総会開催の予定でございます。</p> <p>なお平成30年度の総会、農地法等申請締切日、現地確認の開催予定日、その会場等一覧を配布しております。後にその他の部分で詳細についてご説明したいと思います。</p> <p>以上、経過報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは報告事項の前に、平成30年4月1日付けの遠野市人事異動の内示がありましたので、私の方から報告させていただきます。なお、事務処理要領では管理職（事務局長）の異動においては運営委員会で承認を得て総会で報告することとなっております。それで異動の中身でございます。河野和浩事務局長が農林課長ということで提出があります。それから多田栄受主任ですが税務課、藤原美佐子主任ですが、市民課ということになります。それで転入なさる方なのですが、佐々木徹、現在は農林畜産部林業振興課長。それから村上雅美主査、阿部信代主任が入ります。それで今回の人事異動で兼務発令がなくなりますので農業委員会職員は5人ということになります。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したのでその内容を事務局長から報告願います。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号について説明いたします。議案書1ページから3ページでございますが、農地法第3条の3第1項の規定に基づきまして相続等によって権利を取得された13名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成30年3月15日付けで専決処分いたし、届出者に受理通知書を交付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今局長より報告ありましたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明願います。</p>
農 地 係 長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>番号1番から3番まで、農業経営基盤強化促進法による全部解約でございます。</p> <p>1番につきましては、基盤法により次の借人が決まり、現在手続きが進められている</p>

		<p>ものでございます。</p> <p>2番につきましては、議案第106号32番と関連し、中間管理事業利用によるものでございます。</p> <p>3番は母が●●に一人暮らしということで、●●●●県に居住の●●さんが●●に戻ってきて営農するというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今事務局から報告いただいたことに関して質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議	長	<p>次に報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。</p> <p>新体制となった当農業委員会において、法改正により新たに必須業務とされた農地利用の最適化業務の推進方策を定めるため「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」(案)及び「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、並びに、これらを踏まえた「平成30年度事業計画」(案)等の3項目について、平成30年3月19日に開催した平成29年度第2回農政専門委員会で協議した結果を佐々木誠一農政専門委員長から以下のおり報告を受けましたので、私の方から報告いたします。</p> <p>1つ目の「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」(案)については、岩手県農業会議が県内の農業委員会事務局職員をメンバーとしたワーキンググループを設置の上、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についての議論を基にまとめ上げたものを、遠野市の現状と課題及び推進方策を盛り込み、かつ調整としたもので、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携、又は担い手等との意見交換、関係機関・団体との対策の協議などの活動方針として、了としたということであり、本件については、議案第113号で上程いたします。</p> <p>2つ目の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)は、先の「活動方針」に基づいて法律で義務付けられた「農地等の利用の最適化の推進」業務となる、①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進の3項目について、それぞれ具体的な目標と推進方法を定めています。なお、この指針については法律で策定が義務付けられていることではございますが、内容を協議し了としたということであり、本件については、議案第114号で上程いたします。</p> <p>3つ目の「平成30年度事業計画」(案)は、年間の事業計画を定めるということで、今回は「農地等の利用の最適化の推進」業務が義務付けられたことに伴い、先に説明した「活動方針」「指針」とマッチさせるような形で調整した計画であること、また平成29年度の活動の点検・評価及び平成30年度の活動計画についても策定が不可欠ということで、併せて協議し了としたということであり、本件については、議案第113号で上程いたします。</p> <p>結果については、ただ今報告したとおりですが、専門委員会の中では、活発な議論がくみ交わされ、いずれの計画等においても書き物だけに終わらせず、実行するような、特にも農業委員と最適化推進委員との連携強化、担い手等との意見交換、そして関係機関団体と一体となった仕組みづくりを行ってほしい、との意見が出されたということです。また、ホームページへの情報公開も漏れなくきちんと発信すべきとの意見も頂戴したということです。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p>
議	長	<p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13</p>

	<p>条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に4番、古屋敷徳夫委員、5番、佐々木誠一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>5ページでございます。第110回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計3件、24,264.54㎡。      利用集積、今月計73件、346,964㎡。      法第4条、今月計1件、292㎡。      6ページでございます。      法第5条、今月計4件、3,180.7㎡。      適用外、今月計2件、20,263㎡。      法第18条第6項、今月計3件、19,898㎡。      以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第103号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページでございます。議案第103号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、貸出人は労力不足により、当申請地の近接地に農地を所有し耕作している借受人の方に貸し出すものでございます。賃貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい。説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。青笹地区担当委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。3月16日、農業委員2名、最適化推進委員3名と事務局で現地を確認してまいりました。場所につきましては現在もしっかり耕作して維持されていた状況にありますので、借受人が引き継いでも何も問題ないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第103号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして日程第3、議案第104号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>8ページでございます。議案第104号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>番号2番、譲渡人は労力不足であり、譲渡人の要請により規模拡大し譲り受けるものでございます。なお、当申請地の土地は譲受人の居宅と近接地でございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●</p> <p>●地区担当委員をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番、鬼原です。譲受人はこの農地のすぐ隣が自宅です。譲渡人は事務局が説明したとおりです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号2番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。番号1番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第104号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>

	(休憩)
議長	<p>【日程第4】</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>次に日程第4、議案第105号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局説明願います。</p>
農地係長	<p>9ページでございます。議案第105号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものでございます。</p> <p>あっせん委員といたしましては、菊池靖委員、白金英子委員の2名で上程でございます。あっせんの申出人及び物件につきましては記載のとおりとなっております。売渡の申出がございまして同要領に基づいてのあっせん委員についてご意見をお伺いするものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>それではあっせん委員の皆さん、よろしくお願います。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第105号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第5】</p> <p>続きまして日程第5、議案第106号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>10ページでございます。議案第106号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は73件、利用権設定の新規が30件、更新が43件でございます。なお、新規30件のうち9件は中間管理権の設定となっております。次の議案第107号の配分計画と関係している8件につきましては備考欄に記載しておりますのでご願います。</p> <p>1番から4番まで、更新でございます。</p> <p>5番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>6番、更新でございます。</p> <p>7番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号1番と関連してございます。</p> <p>8番から10番まで、更新でございます。</p> <p>11番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号2番と関連してございます。</p> <p>12番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>13番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>14番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>15番と16番、更新でございます。</p> <p>17番、新規で契約期間4年9ヶ月の賃貸借権設定でございます。</p> <p>18番、更新でございます。</p> <p>19番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議</p>



案第107号3番と関連してございます。

20番、更新でございます。

21番、新規で契約期間3年の賃貸借権設定でございます。

22番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。

23番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。

24番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定でございます。

25番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。

26番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定でございます。

27番から31番まで、更新でございます。

32番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。

33番から37番まで、更新でございます。

38番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号4番と関連してございます。

39番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号5番と関連してございます。

40番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号5番と関連してございます。

41番から43番まで、更新でございます。

44番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定でございます。

45番、更新でございます。

46番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。

47番、更新でございます。

48番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定でございます。

49番、更新でございます。

50番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号6番と関連してございます。

51番から53番まで、更新でございます。

54番、新規で契約期間5年の使用貸借権設定でございます。

55番から57番まで、更新でございます。

58番、新規で契約期間5年の使用貸借権設定でございます。

59番から63番まで、更新でございます。

64番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定でございます。

65番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定でございます。

66番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定でございます。

67番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。次の議案第107号6番と関連してございます。

68番、新規で契約期間3年の賃貸借権設定でございます。

69番と70番、更新でございます。

71番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。

72番と73番、更新でございます。

申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号41番について質疑ございませんか。

	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	会議を再開いたします。番号41番を除く72件について質疑ございませんか。
16番委員	事務局の説明で期間を10年と言った部分で確認したいことがございまして、39番と40番の新規のところ、10年と事務局で説明しましたが記載の内容でよろしかったのか確認したいと思います。
事務局次長	申し訳ございません。記載のとおりでございました。説明間違いでございました。
議長	記載のとおり5年でございました。よろしいですか。
16番委員	はい。
議長	件数が多いので大変だと思いますけれど。
6番委員	少し時間を下さい。
議長	はい。
9番委員	21番から26番は●●の■ ■ ■ ■の代表ですか。
事務局長	●●の■ ■ ■ ■の組合長は別の方でございまして、この方は組合員ということでございます。
9番委員	これは個人でやるものですか。
事務局次長	個人でございます。
6番委員	6番、佐々木です。関連して。今、綱木委員が言われた21番から26番の利用権の設定を受ける方なのですけれども、度々借り受けて広く担い手としてやられている感じですが、今時点で、事務局の方で資料をお持ちでしたら、この方の耕作面積等教えていただけたらと思います。
事務局長	少し時間をいただけたら。
6番委員	もしあれば、でよろしいですけれども。
事務局次長	経営農地面積ですが、田んぼが933 a、内借入面積が589 aとなっております。
議長	933 a に対して借入が589 a ですか。そして今回ですね。暫時休憩します。
議長	再開いたします。
事務局次長	今回の面積合計ですが35,398㎡でございます。
事務局長	手元の資料が、認定農業者を更新する際の、27年当時の資料だと先程次長が申し上げた933 a ですが、その後にくらか借り受けていますがその資料は持ち合わせておりま

	せん。大変申し訳ございません。
議長	その他質疑ございませんか。
15番委員	15番、菊池です。先ほどの39、40の中間管理の設定の中で5年という話でしたが、10年というのが大半ですけれども、その部分で規定があるのでしょうか。
13番委員	13番、鬼原です。今の質問の件です。5年と10年の関係で、例えば経営転換協力金、この関係の絡みです。例えば全部止めてしまうと、1反部以下だと協力金がもらえなくなる関係で。5年とか10年とかは関係なく。
事務局長	先ほどの菊池委員の質問ですけれども、鬼原委員の発言も絡めながら話したいと思いますが。中間管理機構の貸し借りにつきましては、経営転換協力金が該当になる年数は10年でございます。その期間内の、例えば5年という年数については協力金の対象にはなりません。中間管理事業での貸し借りは可能ですので。ちょっと紛らわしかったかも知れませんが、答弁とさせていただきます。
15番委員	はい、分かりました。
議長	その他ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。  (休憩)
議長	会議を再開します。 お諮りいたします。議案第106号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。  (休憩)
議長	<b>【日程第6】</b> 会議を再開いたします。 続いて日程第6、議案第107号、「農地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	22ページでございます。議案第107号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が6件、内訳は●●地区1件、●●地区1件、●●地区1件、●●地区2件、●●地区1件で、前の議案第106号で中間管理権が設定されたもののうち8件、合計面積46,906㎡が●●●●●●●●●●から担い手へ配分計画されているものでございます。なお、備考欄に前の議案との関連を記載してございます。 1番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 2番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。

		<p>3番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>4番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>5番、使用貸借権設定、契約期間5年でございます。</p> <p>6番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。</p> <p>申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号4番及び5番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号4番及び5番を除く4件について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第107号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p><b>【日程第7】</b></p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>続いて日程第7、議案第108号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>24ページでございます。議案第108号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在の居宅が老築化したため新たに住宅を建て替えようとするものですが、住宅の設計上その一部が農地にかかってしまうものです。現在の住宅と同じ場所に立て替えることから、生活環境も現在と変わらず生活の利便性も良いものであり、第</p>



	<p>ものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
12番委員	<p>12番、鈴木です。16日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で確認をしてまいりました。</p> <p>1番の件ですけれども、場所は2月の総会でもありましたけれどもそのすぐ隣です。■■■の手前のY字路を右に入った所で、住宅密集地の横でございます。何ら問題ないと判断してまいりました。</p> <p>2番、3番の件ですけれども、2番の貸出譲渡人の息子さんでございます。実家の直ぐ裏側の所でございます、●●の一般道の東側でございます。そこで自分の農地と隣家の農地を借り受けるということでございます、住宅密集地でございます何ら問題ないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>続きまして、●●地区担当委員。</p>
13番委員	<p>13番、鬼原です。16日に農業委員3名と推進委員2名事務局2名で。事務局の説明にあったとおりですが、場所はビニールハウスで●●●●をやっている所でしたが今は撤去して更地になっている所です。前も工事現場として貸した所でしたし、その続きですので何も問題ないと思います。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>進んでよろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第109号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて日程第9、議案第110号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>26ページでございます。議案第110号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、亡父が、耕作条件が悪い土地であったことから不耕作となり、平成6年頃に杉を植林して山林化し現在に至ってしまったものです。相続で取得したため農地としての認識がなく、当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>番号2番、昭和51年にリンゴの栽培を止め不耕作となり、当時は樹園地として経営されておりましたが、山に囲まれた農地であり、農地として維持するのが困難となって山林化し現在に至ってしまったものです。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。</p> <p>以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。
9 番 委 員	綱木です。16日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地確認いたしました。場所は●●●●●の上です。国道からお墓が見えるのですけれどもその上の山で、周りも山林になっておりまして、私たちもその場所に田んぼがあったのかとびっくりするくらいです。通う道路もありません。申請人は11月2日の農地相談日にも来ておられました。相談もしておられました。以上です。
議 長	続きまして、●●地区担当委員をお願いします。
1 番 委 員	1番、菊池です。16日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地確認してきました。場所は■■■を過ぎた辺りで山になりかけている所でした。場所にはリンゴの木とか他の木も生えていまして、もう畑としての回復は難しいかと判断してまいりました。以上で、よろしくをお願いします。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
6 番 委 員	6番、佐々木です。2番についてお尋ねします。もし分かったら、でよろしいですが。この申請人は3名になっておりますが、何かをきっかけとしてこの土地が畑であったと知ったと思いますが、この先何かの予定地であるのか、その辺を教えていただければとお聞きしたいところなのですが。
農 地 係 長	お答えいたします。この所有者の3名につきましてはご兄弟でございまして、リンゴの経営されていた方はこの3名の父方で、昭和51年ということでしたのでこの3名の方が小学校時代に贈与を受けたということで、現在3名の方の所有ということになってございます。今回、農地だったということが判明した理由ですけれども、●●●●の■■■が通る計画があるということで土地を調査した結果判明したということでございます。
議 長	よろしいですか。
6 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第110号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第10】 続いて日程第10、議案第111号、「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	27ページでございます。議案第111号、非農地証明願の承認について、ご説明いたします。平成29年農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地（B分類）について、

		<p>非農地判断する旨の通知をしたところ、土地所有者から非農地証明願が提出されたので農地法第2条第1項の農地に該当しない農地(非農地)である承認を求めるものでございます。本議案に係る申請は●●地区3件で、非農地証明願年月日は平成30年3月8日、利用状況はいずれも原野でございます。詳細の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第111号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第11】</p> <p>続いて日程第11、議案第112号、「農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>28ページでございます。議案第112号、農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について、でございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、農地の権利取得に際して別段の面積を10a、並びに設定する区域を遠野市の全域としようとするものです。農地の下限面積は農林水産省の通知により農業委員会総会で面積の設定、又は修正を毎年検討することが求められております。農地法第3条許可要件の一つに許可後に経営する農地面積が50a以上でなければできないこととされておりますが、農地法施行規則第17条第2項及び農地法関係事務に係る事務処理基準では、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、下限面積の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積でも、農地利用者が増加しても、地域の営農等に支障を及ぼさないと判断される場合地域の実情に応じて農業委員会が別段面積を定め公示した面積で許可できることになっております。遠野市農業委員会では農地パトロールを行い実情の把握に努めておりますが、農家の高齢化や後継者不足、所有者が市外居住のため管理不能等、荒廃農地の増加が懸念されます。このことから小規模面積の就農を促進して農地の保全及び有効利用を計り、I J Uターン者や市内の非農者の小規模な就農を容易にするため、引き続き農地の権利取得を目指して、別段の面積を10a並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
17番委員		<p>17番、奥寺です。総会までに、いつから10aになったのか調べて送っていただければ。何年ぐらいになりますか。</p>
農地係	長	<p>お答えいたします。遠野市では、現在の市町村に先駆けてですけれども、平成16年から10aに下限面積を設定しております。</p>
議	長	<p>その他質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>進めます。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第112号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>



	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第12】        続いて日程第12、議案第113号、「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針（案）について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは議案第113号、農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針（案）につきまして、別紙（案）のとおりとすることにつきまして、ご承認を求めるものでございます。説明につきましては別紙ということで資料を配布してございましたので、この資料に基づきながら説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針（案）です。冒頭に会長から農地利用推進活動についてお話がありましたが、その中で、法律が施行されましてそれに先駆けて新体制になりました市町村の方では、なかなか農業委員と農地利用最適化推進委員の役割が明確にされていないということで、県の農業会議が県内の農業委員会事務局職員をメンバーとしてワーキンググループを設置いたしまして、議論をして、それを基に県の方でまとめあげたものを遠野市の現状と課題、役割について推進方策を盛り込みまして、なおかつ、それを調整したものでございます。農業委員と推進委員の連携、担い手、関係団体等との連携等につきまして活動方針としてまとめたものでございますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>2の農業委員及び推進委員の農地利用最適化推進活動の充実強化、(1) 地域推進班による活動ですが、原則として地域ごとに農業委員及び推進委員からなる地域推進班を編成し、連携して農地利用の推進に係る現地活動を行うものがございます。(2) 推進班においては目標及び計画を明確にした活動を行っていただくということで、この資料No. 1.をめぐっていただくと、参考様式で「活動計画書」を添付してございます。これを班ごとに作成していただいて、活動計画に基づき計画的、効果的に現地活動を行っていただくということでございます。なお、活動計画書の内容については活動計画書の内容については次のとおりとなっております。①地域農業マスタープランの地域ごとの検討メンバーとして話し合いに積極的に参画し、担い手への農地の利用集積・集約に取り組む意欲の向上を図ること。なお、地域農業マスタープランにつきましては従来も農業委員に案内がございまして検討会に参加をさせていただいたところですが、平成30年度は地域農業マスタープランが策定されて5年が経過しますので、抜本的に内容の検討ということで、各地区で検討会が開催されるということで、精力的に参加を、ということ。②また、営農継続が危ぶまれるところを記載してございますが、高齢化、担い手不足で継続が危ぶまれている農家につきましてできるだけリストアップしていただきたい。訪問活動により農地の貸し借り等の意向を把握していただいて、参考様式の「意向把握カード」がありますが、それを作成していただいて、活動していただきたいと思ひます。③あっせんの意向がございましたら、当市ではあっせん事業は実施しておりますが、「あっせん相談カード」に記載して推進班及び農業委員会内で意向を共有しながら現地活動を行うこと。④なお、全体的な部分の調整でございますが、重点地区を設定し集中的に活動すること、と盛り込んでおります。</p> <p>3、農業委員会業務推進の充実強化です。(1) 先ほど来申し上げておりますが、推進班の編成ということでございます。(2) 農業委員及び推進委員により農地利用の最適化の推進に係る定例的な情報共有及び協議。例えばですが、総会開催日に農地利用最適化推進検討会を開催して農業委員及び推進委員が情報交換や対策の協議を行い現地活動するというもので、毎月は無理だとしても四半期に1度でも行っていくというものです。(3) 農地中間管理機構との連携。地域ごとに農地コーディネーターを置いておりますが、農業公社から1名派遣していただいております。ちなみに農地コーディネーターは●●町の●●●●●さん、JAのOBでございまして、●●●さんをお願いしております。連携して効果的な現地活動を行っていきたくと思ひます。(4) 効率的な農地利用状況調査及び利用意向調査の実施、でございます。例年7月から8月にかけて農地パト</p>

	<p>ロールを実施しておりますが、今回からは連携体制のもと、関係機関団体とも十分な連携の下で行っていきたいと思います。(5) 農地中間管理事業の借入基準に適合しない遊休農地についての対応でございますが、今後耕作が見込まれない農地については非農地とするのかどうか、農地中間管理事業と連携して進めてまいりたいと思いますし、</p> <p>(6) 農業委員及び推進委員の活動状況の把握、農地集積面積の確認についても、新体制になってからでございますけれども、国の方でも進めております成果主義と申しますか、農地集積の実績に基づきまして報酬が加算になる制度も市の方で条例改正により取り入れてまいります、十分に活用して行きたいと。その確認のためにも報告書の提出も徹底してまいりたいと思います。(7) 担い手との連携による農地利用の最適化の推進ですが、認定農業者、農業法人、農業農村指導士等、農業のプロの方々ですが、定期的な意見交換により連携を強化し担い手の意向を現地活動に反映し、(8) 市、農業公社、農業協同組合、土地改良区と協働による農地利用の最適化の推進ですが、十分な連携によりまして担い手への農地集積・集約及び遊休農地の現状と課題を共有し対策を協議していく、ということでございます。</p> <p>これらを方針ということで提案申し上げたいところでございますが、これについて承認をいただいた際に、事務局の方でいかにより良い体制にしていくかと具体的に作りあげてまいりたいと考えておりますので、よろしくご検討お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入りますけれども、これ一目で分かりますか。例えば農業委員と推進委員と、表的なもので見やすく作れないですか。</p>
事 務 局 長	<p>分かりました。長々と説明しましたが、要点から申し上げますと、地域農業マスタープランを策定しております11地区、最適化推進委員が選任されております旧単位ですが、地区単位で班編成をしていくと。●●地区班、●●地区班という形で班編成活動していくということであります。活動においては目標及び計画を立てていただきたいということでございます。様式に基づきながら。そして農業委員と最適化推進委員、19名と26名、全体での情報共有をし合う場ということで検討会と表現しておりますけれども、定期的な情報共有の場を持って行きたいということでございます。今回最適化推進業務の中で一番のポイントとなるのは農地利用集積集約化となるわけですが、そうすると農地中間管理事業との兼ね合いが高くなると思いますので、強力な連携体制を取っていくということでございます。このためにも現地の方に派遣されておりますコーディネーターとも連携を進めていくということですし、進めていくためにも当然市との連携、関係団体とも十分に連携しながらさまざま対策をしていくということでございます。それに加えて担い手、認定農業者とも連携をしてまいりたいということでございます。それらを確保しながらの活動方針案でございます。いずれ連携強化ということでございます。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。細かいところを何点か質問させていただきたいと思います。花巻農協、土地改良区、県、市と連携して取り組むというのは分かるのですが、ちょっと具体的に、私の頭の中で図を作っているところで。例えば●●町を例に挙げると、●●町で集積をしてほしいという案件があった場合、事務局より推進班の方に連絡が来るということですね。それで推進班はどのように話し合いを持つのかちょっと分からないです。そういった案件があった時に集まって話し合う、それ以外にも定期的に集まる等の方向になるのかなど。花巻農協と土地改良区と連携して、というのは例えばどういった案件の時になるのでしょうか。ちょっと分からないので教えていただきたいと思うのですが。</p>
事 務 局 長	<p>具体的なことはこれからということになりますけれども、班編成をとってもらいまして、例えば●●地区と事務局が連携しながら農地集積等について話し合うと。青笹地区でこのような案件が出て来ましてとなりましたら農業委員と推進委員が連携しながら情報共有を行って、それに中間管理事業、農地コーディネーターが入りながら具体的な話し合いを地区ごとにしていただきたいということであります。農業委員と推進委員との全体的な検討会、対策会議も3カ月に1回くらいは持っていただければいいかなと</p>

	<p>思います。県の活動方針に基づいて現状課題等取り込んで作り上げたのがこの活動方針でございますので、農業委員、推進委員、さまざまな課題が出てくると思いますので、農協、土地改良区等との連携というのもケースバイケースですので、土地改良区という今後のほ場整理との絡みとか出てくると思いますし、農協ですと農協のさまざまな施策の関係で連携が出てくると思います。後は市や県とも連絡会等構成して行きたいという思いです。</p>
6 番 委 員	<p>質問に対する答えは分かりました。もう1ついいですか。農地コーディネーターがいらっしゃって農地集積等できるのは分かるのですが、農地集積係っていう担当がいらっしゃいませんでしたっけ。もしその方が今もやっていらしたら必要なことがあった時にお声掛けしても構わないのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>今までは市の農業振興課が農地集積担当になってございました。4月からの新組織では併任発令がなくなる予定です。農業委員会の農地集積は必須事務となってきますので、市と農業委員会と連携しながら、農地集積が絡む事務は市と連携しながら、と考えております。</p>
6 番 委 員	<p>最後に。推進班の話し合いについてですが、各地区のスタートについては各地区の委員の意思疎通で進めて行ってよろしいのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>取り掛かりについては事務局が入って説明を、ということはあると思いますが、今の考えは各地区の主体性に任せるということでございます。</p>
議 長	<p>ちょっといいですか。コーディネーターは30年度も事務局で配置するというのでよろしいですか。</p>
事 務 局 長	<p>農地コーディネーターは農業公社が雇用している職員でございます。それで市の方に派遣していただいている制度でございます。今のところは継続ということでお話を伺っているところでございます。</p>
議 長	<p>ちなみに人数は1人ですね。</p>
事 務 局 長	<p>1人です。</p>
議 長	<p>その他質疑は。</p>
18 番 委 員	<p>18番、奥友です。具体的に伺いたいのですが、このペーパーの2項目目、(2)目標及び計画を明確にした活動、④まであるのですが、この裏側に参考様式がありますが、これは具体的にどのようにやっていくのですか。時期的なことがいつからなのかも分からないし、さっき局長が言われていましたけれども、農業委員と推進委員で推進班を各町で作りますね。それはもうメンバーも決まっていますから具体的には分かるわけですが、自発的にどのように行動するかということであると、この様式1で行けば3行目ぐらいになるのですか、「《以下は農政担当課又は農業委員会と相談して記載》」と。そうすると地域の推進班がやっていくのではなくて事務局も一緒になって以下の具体的な目標だとか決めて行きましょうということになるわけですよ。ということならこれはどういうふうに進めていくのですか。具体的にどういうイメージで進めていくのか、教えてください。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p>

事務局 長	先ほどの質問お答えします。活動方針案を作成してその承認を、ということで具体的なことは、まだ事務局の方では持ち合わせておりません。先駆けて行っている市町村もごございますので、その情報等を農業会議から仕入れております。先進的な事例も取り入れてそれらを参考にこれから作り上げて、皆さんともご相談をして作り上げまして、ご提案させていただければと思います。
議 長	時期的なものは。
事務局 長	時期的なものについては新年度早々に作り上げてご提案をさせていただければと思います。4月総会では具体的なもので相談させていただければと思います。
18番 委員	はい。
議 長	その他ございませんか。
5番 委員	5番、佐々木です。県内でも遠野は集積率が10%台ですが、事務局の方では遠野の中でも集積が進んでいる地区の数字的なものは出せるのですか。
事務局 長	農地中間管理事業を使つての集積ですが、それは地区ごとにまとめることは可能です。
5番 委員	1つはそれが努力目標になると思うのですよ。農地集積を進める上で問題となるのであれば、それで進み具合が見えれば。もし出せるのであれば出してもらって、努力目標になると思うので、可能であればと申し上げました。
議 長	町毎の集積率ということですね。
5番 委員	はい。
事務局 長	今、佐々木委員が言われたとおりであると思います。やはり何らかの資料がなければ推進班の方である程度の目安が出せないと思うので、中間管理事業、農地集積、基盤法の農地集積もありますので、可能な限りご提供させていただきますのでご検討いただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。その他ございませんか。
17番 委員	17番、奥寺です。まず県の方から説明を受けるということですがけれども、我々農業委員はどうしても分からないことがございますので、せっかくコーディネーターがいるのですからまず説明をしてもらう、あるいは新しい振興課なり農協なり、そういう人たちを要請して顔合わせといったスタートからというのが良いのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
事務局 長	今までコーディネーターと農業委員の顔合わせという機会は設けられないまま来ましたので、今回そのような活動方針ということでございますので、奥寺委員からのご意見を参考にしながらぜひ、農業委員と推進委員の連携会議の時にでも、コーディネーターの出席を要請しまして、進めて行きたいと考えております。
議 長	その他ございますか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第113号については原案

議 長	<p>のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第13】</p> <p>続いて日程第13、議案第114号、「遠野市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）』について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第114号、遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」を別紙のとおりとし、承認を得るものでございます。資料No.2でございます。この資料でご説明させていただきたいと思っております。方針についてご承認いただきまして、この指針はその方針も盛り込んでございますので、要点を絞りながら簡潔にご説明をいたしたいと思っております。なお、この指針案につきましては、冒頭に会長の方からも農政専門委員会でご付議した事項についてご報告ございましたけれども、法律で義務付けられた農地等利用最適化推進業務となります。担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3項目について、具体的な目標と推進方法を定めるということでございます。なお、推進については法律で目標の策定が義務付けられておりますので、内容についてご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>第1、基本的な考え方。先ほど来申し上げておりますが、農地等最適化推進業務が農業委員会の必須業務として義務付けられております。それに基づいて遠野市の現状を分析してございますが、平地ではほ場整備が進んでおりますが山間では耕作不利な耕地が散在するなど典型的な中山間地域となっております。農業経営は水稻を中心に野菜、畜産、果樹等の経営を展開しております。その一方で農業者の高齢化、後継者不足等要因になりまして耕作放棄地の増加等の不安材料を抱えている。さまざまな課題を抱えておりますがその解決を図っていくためにも、担い手への農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化推進に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。これらの観点から、先ほど来申し上げております推進班の活動、農業委員と推進委員の連携といった内容。市、県、農業公社、農協、土地改良区等が役割分担しながら協働で取り組むことが効果的であるといったこととございます。「遠野市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を市の方で立てていますが、その方針ともマッチしながら活動を進めてもらいたいということでございます。本方針においてもそれを目標とした行動を行うこととし、農業委員及び推進委員の任期となる3年ごとに検証・見直しを行うといったこととございます。</p> <p>第2、基本的な目標と推進方法。先ほど方針では主な方針をご提案させていただきましたが、指針につきまして、具体的な目標を掲げて方策を立てていくということでございますが、(1) まず遊休農地の解消目標でございます。現状は遊休農地の割合が0.07%、3年後の目標が0.05%、平成35年の目標が0.02%と掲げているところでございます。国で掲げている目標が平成35年ということでございますので、これに基づいて目標設定したところでございます。(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法でございますが、先ほど方針の方でもご説明いたしました班編成を強化していくということで今後行われる農地パトロール、そして農地の利用関係の調整を行っていくといったこととございます。またこの利用状況調査に当たっては地図、航空写真、対象のうちリストを事前に推進班に配布しガイドラインを示していくといった内容です。農地中間管理機構との連携についても先ほど来ご説明しておりますが、2ページから3ページ上段にかけて記載してございます。担い手への農地利用集積目標ですが、現状では約40%、3年後の目標が50%、平成35年の目標65%と掲げてございます。なお、国の方では担い手への目標が平成35年で80%でございますが、県の方で指針を作る際に地域性も踏まえて県北、中央、県南、沿岸と設定して65%と定めておりますので、市の方でもその数字で取り組んでまいりたいということでございます。また、担い手の育成・確保として担い手の現状が345経営体、3年後の目標が330と減少してございます。これに</p>

	<p>つきましては遠野市で農林水産振興ビジョン、タフビジョンを作成しているわけですが、現実的な数値をとということで策定しておりまして、これに関しては議会でもさまざまな賛否がございました。下向きではないかという意見でしたが、タフビジョンに基づきまして3年後を330としましたが、平成35年の目標を335としてそれを目指して活動していくということです。また、集落営農組織は現状20団体、26団体を目標として取り組みを進めていくということです。下段でございますが、具体的な推進方法ということで、地域農業マスタープランの見直しでございますが、市内11地区に策定したマスタープランについて平成30年度に見直しが入ってきますが、それに積極的に参画いたしまして見直しを行っていきたくと思います。4ページについては先ほど説明したものを添付してございますので省略させていただきます。4ページ下段の農地の利用調整と利用権設定についてですが、農地利用の状況を踏まえて、集積が進んでいる地域では利用調整・交換と利用権の再設定を推進し、中山間地域においては農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを促進するなど、地域に応じた取り組みを推進するといったこととございます。新規参入の促進について、でございますが、目標は表のとおり掲げさせていただいております。具体的な推進方法は県、岩手県農業会議、中間管理機構と連携し行っていただきたいということでありまして、農業委員会でも下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進してまいりたいと思っておりますし、農業委員及び推進委員も新規参入の世話役になってもらいたいというところとございます。</p> <p>以上、指針についてご説明いたしました。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
8 番 委 員	8番、河内です。5ページにあります、新規参入の促進について説明がありましたけれども、具体的に個人・法人新規参入が現状3人で具体的な推進方法として農業法人以外にも一般法人というのが考えられると思いますが、そういった考え方というのは具体的にはどうなのかと、指針ですからあまり質問すべきことではないですけれども質問させていただきます。
事 務 局 長	いろいろ意見をいただかなければならないところとございますが、考えといたしましては新規就農者にプラスしまして一般法人というのでも推進しているところとございます。
議 長	その他ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認め質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第114号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第14】 続いて日程第14、議案第115号、「平成30年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事 務 局 長	平成30年度遠野市農業委員会事業計画等につきまして、平成30年度遠野市農業委員会事業計画（案）を別紙のとおりとすることについて承認を求めるものでございます。なお資料No.3ですがその他に様式1等ございますので、事業計画案につきまして私の方から、様式1、2につきましては次長の方から説明を申し上げたいと思っております。これにつきましても農政専門委員会からの報告がございました。平成30年度の事業計画で

ございますが、毎年度年度の事業計画を定めているものでございます。今回の事業計画につきましては、農地利用最適化推進業務が義務付けられたことによりまして活動指針とマッチさせるように調整した計画ということでご提案させていただきたいと思っております。

基本方針につきましては先ほど来申し上げております。法改正によりまして農地利用最適化推進業務が農業委員会の必須業務となりまして、先ほど申し上げた農地集積を5年後までに65%の達成に向けて着実な成果が求められているところでございます。その実現のためには本市農業の喫緊の課題から農業委員と推進委員が一体となり、岩手県農業公社、市と連携し、農地中間管理事業の周知や利用の働きかけに積極的に取り組むこととします。また、遊休農地の発生防止・解消に向けての啓発を指導強化に努めるとともに、新規就農者について積極的な掘り起こしを促進するものでございます。

主要課題といたしまして、新体制に移行し農地等の利用最適化が必須業務とされ、特に担い手への農地利用の集積・集約化、及び遊休農地の発生防止・解消に高い成果が求められております。このため先ほど承認いただいた「農地利用最適化推進活動方針」に基づいて活動及び業務推進の充実を図っていくものでございます。また、承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に示した具体的な目標と推進方法に基づき積極的に推進していくものでございます。農業委員会と市、県、農協等関係機関・団体の連携を深め、農地中間管理事業による担い手への利用集積・集約化を促進するものです。また、農地の利用の状況調査を実施し遊休農地を出さない・出させない運動に取り組めます。そして農地制度を適正なる円滑に執行するためにアからエの項目を掲げております。

会議の開催でございます。総会につきましては従来どおり農地利用最適化推進業務についての検討協議を行います。運営委員会は、総会に提出する議案、重要事項の協議を行ってまいります。全員協議会は必要に応じて重要事項について開催を行ってまいります。そして農地専門委員会、農政専門委員会です。これに関しましては東工業団地について8月に申請があると思われまます。そして地域推進班愛岐を定期的に開催していきたいと思っております。検討会については定期的に行っていきたくと思っておりますし、推進委員の方々は何らかの各専門委員会への参画をお願いしたいと思っております。当然、関係行政機関及び団体との連携を行っていくものとします。

研修会ですが、総会後を活用しての検討会を充実して参りたいと思っております。また、岩手県の農業会議が開催する検討会にも積極的に参加していくといったものでございます。3番目の実態調査等でございますが、これは農地パトロールでございます。また、「遠野市農業委員会だより」を年2回発行し、全国農業新聞普及活動の一環として地元記事の寄稿、掲載につとめることとします。主な事務・事業でございますが、農地調整事務、農地等利用関係紛争処理事業、農地中間管理事業、農地流動化推進事業、農業体質改善推進事業といったところを積極的に進めてまいりたいと思っております。特に農地中間管理事業と農業体質改善推進事業でございますが、農業者の代表機関として、(ア)農地等利用の最適化推進に関する施策作成、(イ)農政懇談会の開催、(ウ)遠野市農林水産振興大会への支援といったところでございます。その他、農地基本台帳整備事務、農業者年金事務、農業委員会相談活動、賃借料情報の提供、そして農作業労賃表の作成を継続して行ってまいります。

5ページでございます。運營業務の推進方策でございます。農業委員、最適化推進委員のニーズの高まりのある研修について計画してまいりたいと思っております。専門研修、関係機関・団体主催研修会、講師招請による研修会、家族経営協定推進アドバイザー研修等随時開催して行きたいと思っております。全国農業新聞の普及拡大は「農業委員1人1部拡大」を目標に進めてまいりたいと思っております。

以上、事業計画案として提案したいと思っております。よろしく申し上げます。続きまして様式の説明につきましてご説明いたします。

事務局次長

それでは別紙様式1となっております、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画という資料についてご説明いたします。

I 農業委員会の状況につきましては、平成30年3月2日現在で、新体制に移行した時点での内容となっております。1、農家・農地等の概要は農業センサスに基づいた数

値を記載してございます。総農家数が2,869戸から就業者数まで。右側の認定農業者数は農業委員会調べの数値の記載です。下の方の耕地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載しております。それから経営耕地面積は農林業センサスからの数値となっております。2、農業委員会の現在の体制は、農業委員定数19で実数19、推進委員は定数26で実数26。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1、現状及び課題が、管内の農地面積7,100ha、これまでの集積面積2,795 ha、集積率39.4%、これが現状となります。2、平成30年度の目標及び活動計画ですが、集積面積が3,195 ha、新規集積面積が200haということで、平成37年度に65%と県が示している内容に近づけるように計算したところ年200ha必要であり、数字が平成29年3月で28年度末の数字で、そこから計算した内容で記載してございます。活動計画は、地域農業マスタープランの地域の中心となる経営体への農地中間管理機構が行う農地の貸し借りの業務を市と農業委員会が連携して農家訪問を実施するなど、面的集積へつなげる効率的な配分計画作成に参画する、といった内容となっております。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入の状況です。平成27年度、28年度、29年度がそれぞれ4経営体、3経営体、7経営体に対して、30年度の目標が13経営体とありますけれども、再生協議会の方で持っている計画なのでありますけれども、それをここに記載しております。

Ⅳ 遊休農地に関する措置。現状は管内の農地面積7,105.2ha、遊休農地面積が5.2ha、割合が0.07%。30年度は遊休農地の解消が3haということで、こちらも再生協議会の方で例年3haという目標で取り組んでおりますのでその目標値で記載しております。調査員実数が農業委員19人、推進委員26人で合計45人、調査実施時期が7月から8月、取りまとめ時期が9月から10月、それに基づいた利用意向調査の実施時期が11月、取りまとめが1月から2月という内容です。

Ⅴ 違反転用への適正な対応、ということで、今のところ面積は0haで、30年度も7月から8月に農地パトロールを実施して継続していくといった内容です。

次に様式第2号ということで、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価という資料になってございます。

Ⅰ 農業委員会の状況ということで、平成29年度3月31日現在のそれぞれの概要を農林業センサスからということで記載してございます。2番に農業委員会の従来の体制ということで31名と記載してございます。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化ということで管内の農地面積が7,100haで集積率が39.4%。平成29年度の目標及び実績が目標163haに対して実績223ha、達成状況136.8%。達成に向けた活動計画と活動実績等記載してございます。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。26年度、27年度、28年度とそれぞれありますけれども、29年度の目標及び実績が目標13経営体に対して参入実績7経営体、達成状況が53.8%です。その下に目標の達成に向けた活動と実績を記載してございます。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価ということで、管内の農地面積に対して遊休農地面積、割合が0.07%となっております。平成29年度の目標を3haとしまして解消実績7.6haで達成状況253.37%となっております。この目標達成に向けた活動ということで農地パトロールの内容を下に記載してございます。活動実績の左側に記載してございますが第32条第1項第1号ということで調査数14筆、調査綿面積が3.3haとなっております。

Ⅴ 違反転用への適正な対応。管内の農地面積7,100haに対して違反転用面積0ha。活動計画と実績を記載してございます。

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。1番が第3条に基づく処理件数で1年間に120件でした。2番が農地転用に関する事務ということで、4条5条ですが、1年間の処理件数が48件となっております。3番が農地所有適格法人からの報告への対応ですが、現在農地所有適格法人が14、うち報告書提出が11法人。提出しなかった理由は清算中が1法人、休業中が2法人という内容となっております。4番に情報提供ということで、賃借料情報の調査ということで調査対象の賃貸借が202件、平成30年3月に公表してございます。下に、農地台帳の整備ということで整備対象が



		<p>6,978ha、毎月の申請関係を更新、年に1回、固定資産、台帳と突合して整備しております。</p> <p>VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、特になし。</p> <p>VIII 事務の実施状況の公表等の関係ですが、総会の議事録等ホームページに公表しています。活動計画の点検・評価の公表ですが、今お配りしております資料等ホームページに公表しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第115号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【協議事項】</b> 次に協議第1号、「遠野市農業委員会憲章の変更について」を協議いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第1号、遠野市農業委員会憲章の変更について、ご説明いたします。資料は2枚物になってございます。「遠野市農業委員会憲章(案)」というもので。本日読み上げました憲章を、新しい体制になって、農業委員と農地利用最適化推進委員が連帯して業務に当たっていくということで、新しいものに変更しようとするものです。内容は、1枚めくっていただきまして、新旧対照表の方で説明いたします。参考といたしまして県の農業委員会大会、昨年11月にありましたが、最新の内容で資料がありましたのでそれを参考に案を作成しました。現行が左側、新が右側となります。</p> <p>「農業委員」を「農業委員と農地利用最適化推進委員」、それから「一体となって、」を加えてございます。「農用地の確保と有効利用」という部分を県の農業委員会大会にありました「優良農地の確保と効率利用」に変更してございます。そして新しく一項目「農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積及び集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進に努めます。」と、農地利用の最適化が必須業務となりましたので、ここに加えました。次の「担い手の育成確保」の部分は変更ございません。「農業の構造改革を推進し、農地の利用集積に努めます。」をカットして「暮らしと経営に役立つ資料の収集及び提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。」ということで、県の農業委員会大会にありましたものを憲章の方の内容としました。そして全体をまとめたものが1枚目になってございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>このとおりでよろしいですね。質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「遠野市農業委員会憲章の変更について」は提案のとおり変更することといたします。</p>
議	長	<p><b>【その他】</b> それでは、その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>

<p>14番委員</p> <p>議長</p>	<p>14番、田中です。昨年とその前の年ですけれども、女性農業委員と有志の皆さんでエゴマ栽培をしておりました。その前の年は30本ぐらい出来て、農業委員の皆さんに買っていただいて、皆さんで健康になろうということでやりました。昨年はその倍で60本採れまして、一応考えたのですけれども、ふるさと納税の返礼としてエゴマを提供したらどうかという案が出まして考えたのですけれども。局長とも相談しまして、その方向でいく案に向けてやっています。1万円だと3,000円の返礼で2万だと6,000円と決まっております、送料は市の負担ということです。それに向けてシールとかも女性部でやっておりますけれども、それを活用するのは良くないと思いますので、農業委員として遊休農地の発生防止でエゴマを作っているということで、シールも作っていただくということで考えております。それに向けて、昨年度は●●県と●●●市から、表彰を受けたことによって視察団がお見えになりました。私たちもそこで何かやっているとなると視察に行こうということになるので、今年も女性部ということではなくて皆さんで遊休農地を利用して少しでも減らしていきたいということで、エゴマ栽培をやりたいという考えでおります。皆さんに提案したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>どうですか、皆さん。</p>
<p>17番委員</p> <p>議長</p>	<p>17番、奥寺です。放棄地対策ということで菜の花の取り組みをして、昨年と一昨年はエゴマ栽培をして、6次産業という形までやってきましたので、やはり総会の中で協議しないとやる人はやるけれどもという曖昧な部分もありますので、1回ここで整理する形で、どうするかという話し合いが必要だと思いますけれどもどうですか。</p> <p>遊休農地の対策にはなっていると思うのですよ。ただそれをどういう形でPRしてどう進めるかが今後の課題になると思うので、やはり今日の総会のある程度形を作って先に進めていくのが良いと思うのですけれども。その辺、皆さん、率直な意見がありましたら。基本的にはやった方が良くと思います。</p>
<p>14番委員</p>	<p>その前の年は全部手作業でやりましたが、草刈り機械で刈っていただいて、ハーベスタでやることができましたので、その部分が短時間でできるようになりました。その部分について、奥寺委員が作っている菜種油とエゴマをセットにしてやるという手もあると思うのですけれども。</p>
<p>17番委員</p>	<p>1番最初に始めたのが、担当地区をパトロールして具体的に手が付けられる範囲で委員の皆さんがやるという形でした。ただ草刈りをするだけではなくて菜の花を植えて、と。共同でやった部分もあるしそれぞれの農業委員でやった部分もありました。その流れで、6次産業で油も搾りました。それで成果が分かったこともありましたが、田中委員が言われたようにエゴマに取り組んでみようかとなった流れがあると思います。やはり放棄地対策ということでやって行った方が良くと思います。もう1度原点に戻って、どういう形でやっていくか考えたほうが良くと思いますし、その辺を皆さんに聞きたいなと思います。</p>
<p>8番委員</p>	<p>8番、河内です。先ほどのふるさと納税につきましては産業振興部でやっていますから、個人的には取り組みもさせていただいていましたが、農業委員会においては具体的に方向性が見えていないようですが。60本作りまして、買っていただきました、でもこの先の方向があつての始まりであれば結構なのですけれども、その可能性も少し考慮していただいて、作っただけではなく広げていく手法はもっとあるかと思えます。</p>
<p>11番委員</p>	<p>11番です。遊休農地の解消ということで始めたものですが、ずっとこの取り組みをやらなければ農地を守れないのは、ほぼ分からないですね。例えば今年はこの方法で遊休農地を解消するとか絞ってやる段階ではないかと思えます。6次産業まで行って、ふるさと納税とかいうことですが、最初のステップは。最初の奥寺委員の菜の花をやった所も今どういう現状か、その辺も分からないです。田中委員がやった場所も今年もやらなきゃいけないのか、そういう部分も見えてこないですから。その辺も選定して遊休</p>



議 長	<p>それでは事務局から発言を求められておりますので。</p>
事務局次長	<p>総会の日程表につきまして、平成30年度の総会開催日についてまとめたものですが、毎月10日が基本的に申請締切日で続いて現地確認でございます。総会の会場は、平成30年度はとびあ庁舎の大会議室が予約できておりましたので基本的にはとびあ庁舎大会議室になります。それで現地確認の予定日の中で、8月ですが、お盆の時期を避けまして17日に予定してございます。そのあとなのですが、案件が多くて2日に渡るという場合、総会も24日になっておりますので、案件が多い場合の予備日を土曜日とさせていただきます。ここだけ土曜日となっておりますので。その都度現地確認とか総会とか通知を差し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局 長	<p>冒頭に会長の方からお話ございました、平成30年度4月1日付けの定期異動がございまして、私は農林課長へと内示を受けたところでございます。まだ内示段階ではございますが、皆さんに総会の場でごあいさつをさせていただきたいと思っております。</p> <p>私が事務局長に來ましたのは平成26年4月でございまして、4年経過しました。この4年の間に、やはり1番大きい課題は新体制への移行ということで、これは皆様のご協力あってのことで、私としては新体制に移行してこれからというときに、先ほど来事業計画を申し上げましたが、それを実行するために、ぜひあと1年という気持ちではありましたが、事業計画につきましては次の方に引き継ぐということで、委員さん方から質問等がありました件についても宿題ということで次の方に引き継ぐのが少し心苦しいところではございます。そこは新体制で、次長等にも頑張ってくださいながら業務を進めていただけたらと思っております。4年間でしたけれども、今日は総会ということで質疑という場でごあいさつというのも本当に幸せな部分でございますけれども、移動先が農林課ということで市との連携ということで、連携先にまいります。また皆様と連携しながら進めてまいりたいということで、最後にごあいさつをさせていただきたいと思っております。</p> <p>本当に長い間、新体制になりまして1カ月経たないところでございますけれども、お世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	<p>人事異動に関しましては副市長と19日に相談いたしまして、局長は留保させていただきたいとお話しました。ですけれども、市当局の考え方がございますので従わざるを得なかったということですので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b></p> <p>それでは閉会します。以上をもって第110回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後4時40分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠野市農業委員 番\_\_\_\_\_

同 番\_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_